令和5年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における 特例の措置について

令和5年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校(以下「都立中学校」という。)の入学者決定に おける新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルス感染症の感染者等であったため、出願 した都立中学校を受検することができなかった者に対する特例措置として以下のとおり、「特例による検 査」を実施します。

1 海外帰国·在京外国人生徒枠募集

(1) 日程

事	項		日	時	
出	願	令和5年2月	8日 (水)	午前9時 ~ 午後3	3 時
特例による検査		令和5年2月15日(水) 集合及び検査時間は各都立中学校が定めます。			
合格者の発表		令和5年2月1	17日(金)	午後2時	
合格者の入学手続		令和5年2月1 2月2	17日(金) 20日(月)	午後 2 時 ~ 午後 5 午前 9 時 ~ 正午	5 時

(2) 応募資格

海外帰国・在京外国人生徒枠募集の検査日当日(令和5年1月25日(水))に新型コロナウイルス 感染症の感染者等であったため、出願した都立中学校を受検することができなかった者のうち、特例に よる検査の措置を申請し、当該都立中学校長から承認を得た者

(3)募集人員

下表のとおり

本募集人員は、令和4年10月20日(木)発表の「令和5年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について」に加えて定めるものです。

区 分	学校名	募集人員(男女を問わず)	
中等教育学校	立川国際中等教育学校	特例による検査の措置申請を行う者が生じた学校	
中学校	白鷗高等学校附属中学校	において、下記の算定方法を用いて学校毎に算出 します。	

【算定方法】

当該校の特例による検査措置申請者数÷当該校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集における実質 倍率(※)=①

ア ①の値が1に満たないとき <u>募集人員を1名</u>とします

イ ①の値が 1 以上のとき <u>募集人員を①の値の人数</u>とします(小数点以下を四捨五入する)

※実質倍率とは受検人員を合格人員(繰上げ合格者を含まない)で除した上で、小数点以下第3位を四 捨五入して算出した数値のことをいいます。

(4)検査の実施

個人面接を実施します。 (ただし、当初提出した入学願書において選択した言語を変更することはできません。)

(5) 選考方法

海外帰国・在京外国人生徒枠募集合格者の面接点の最低点以上である者のうち、面接点の順位により合格者を決定します。

(6) 合格者の発表

合格者の発表は、各都立中学校ホームページへの掲載により行います。

2 一般枠募集

(1) 日程

事 項	日 時
出願	令和5年2月 8日(水) 午前9時 ~ 午後3時
特例による検査	令和5年2月15日(水) 集合及び検査時間は各都立中学校が定めます。
合格者の発表	令和5年2月17日(金) 午後2時
合格者の入学手続	令和5年2月17日(金) 午後2時 ~ 午後5時 2月20日(月) 午前9時 ~ 正午

(2) 応募資格

一般枠募集の検査日当日(令和5年2月3日(金))に新型コロナウイルス感染症の感染者等であったため、出願した都立中学校を受検することができなかった者のうち、特例による検査の措置を申請し、 当該都立中学校長から承認を得た者

(3)募集人員

下表のとおり

本募集人員は、令和4年10月20日(木)発表の「令和5年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について」に加えて定めるものです。

の発来八員寺について」に加えてためるものです。				
区 分	学校名	募集人員(男女を問わず)		
中等教育学校	小石川中等教育学校			
	桜修館中等教育学校	特例による検査の措置申請を行う者が生じた学校 において、下記の算定方法を用いて学校毎に算出 します。		
	南多摩中等教育学校			
	立川国際中等教育学校			
	三鷹中等教育学校			
中学校	白鷗高等学校附属中学校			
	両国高等学校附属中学校			
	富士高等学校附属中学校			
	大泉高等学校附属中学校			
	武蔵高等学校附属中学校			

【算定方法】

当該校の特例による検査措置申請者数÷当該校の一般枠募集における実質倍率(※)=①

- ア ①の値が1に満たないとき 募集人員を1名とします
- **イ ①の値が 1 以上のとき** <u>募集人員を①の値の人数</u>とします(小数点以下を四捨五入する)

※実質倍率とは受検人員を合格人員(繰上げ合格者を含まない)で除した上で、小数点以下第3位を四 捨五入して算出した数値のことをいいます。

(4)検査の実施

個人面接を実施します。

(5) 選考方法

一般枠募集の出願の際に、小学校から提出された「報告書」を点数化した報告書点が、一般枠募集合格者の報告書点の最低点以上である者のうち、報告書点と面接点とを合計した総合成績の順位により合格者を決定します。

(6) 合格者の発表

合格者の発表は、各都立中学校ホームページへの掲載により行います。

3 一般枠募集との併願者について

海外帰国・在京外国人生徒枠募集における一般枠募集との併願者で、一般枠募集の合格者となった者は、特例による検査を受検することはできません。

4 特例による検査に係る入学考査料

令和5年度都立中学校入学者決定の特例措置として、特例による検査に係る入学考査料について は、免除します。

【問合せ先】

- ・特例による検査に関すること 教育庁都立学校教育部入学選抜担当 電話(直通)03(5320)6745
- ・募集人員に関すること 教育庁都立学校教育部高等学校教育課 電話(直通)03(5320)6742